

	該当箇所	パブリックコメント	市としての考え方	担当課
1	第2章 後期基本計画 1-2 健康・保健・医療	コロナ禍を踏まえて「1-2健康・保健・医療」の分野に大規模感染症対策が記述されていないのはなぜでしょうか。天理市新型コロナウイルス等対策行動計画の改正を明記してください。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症のような新たな大規模感染症や大規模災害等の危機事象が発生した場合には、総合計画の他、各法定計画（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画）等に基づき、応急対策から事後対策まで、全庁的に対応することが必要です。このことから、今回策定します後期基本計画において、 政策分野「5-1.防災」を「5-1.防災・危機管理」とし、災害等への対策に加え、「施策3 大規模感染症等対策の推進」を新たに追加しました。 今後、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行した時の教訓を活かし、有事の際には政府の対策方針等に則り迅速に安全・安心を確保できるよう努めてまいります。 なお、新型コロナウイルス等対策行動計画の改正後はホームページ等で公開してまいります。	健康推進課
2	第3章 後期基本計画 2-1 就学前・学校教育 第3章 第3期総合戦略 (3) こどもを産み育てたい人の希望が叶う、選ばれるまちになる	教育環境の条件整備は自治体行政の主要な任務です。そういう意味からいえば「3-2特色ある教育の充実」では様々な取り組みが述べられています。しかし、義務教育は人類が獲得した普遍的で基礎的な知識の修得を通じて人格の完成をめざすところです。教育内容の子どもの理解度は正規分布といわれています。しかし、義務教育は学力の正規分布ではなく、すべての子どもが必要かつ十分な学力を習得することが必要です。そのためには、教育の自由と自主性を原則としながら、30人学級の実施、教師の定員増による負担軽減、就学援助の拡充等保護者の教育費負担の軽減、子どもの権利の尊重、養護教諭・カウンセラーの増員の条件整備が必要です。これらを明記してください。	30人学級の実施、教員の定員増による負担軽減などについては、教員が不足している現状などを踏まえ、主体的な人事管理を所管している県へ配置増等についての要望は重ねて実施しているところです。 これらの課題に対し、本市においては、市独自で「こどもまんなか」の学校づくりを進め、こどもの権利を尊重し、教員が児童生徒に向き合うことに集中できる環境を整えるため、昨年4月より「ほっとステーション」を開設しました。行政と教育委員会が一体となり、学校園の教職員や心理士、スクールカウンセラー等と力を合わせ、こども達の安心を確保することを最優先にした相談窓口を、文部科学省のモデル事業として実施しています。これにより、教員の負担軽減を実現し、こどもたちに向き合う時間や環境などを高めることに繋がっています。また、学校三部制においては学力だけでなく、多世代との交流を通じた社会の作り手となれるような能力なども培うことが期待できます。 教育費負担の軽減については、現在も就学援助等で積極的に取り組んでいるところですが、今後も国の基準や取り組み等を踏まえた負担軽減について検討してまいります。	まなび推進課 教育総務課
3	第2章 後期基本計画 2-2 青少年・生涯学習	公民館は、社会教育・生涯学習の拠点施設です。「参考指標」に公民館主催講座（教室）の拡充を図るための実績値・目標値の項目を追加してください。（27頁）	「 公民館主催講座開催数（学校連携事業含む）の実績値及び目標値を参考指標として追記しました。 」 ご指摘のとおり、公民館は社会教育・生涯学習の重要な役割を担っておりますが、現在、みんなの学校プロジェクトを推進するうえで、学校を拠点とした地域づくりを目標としていることから、学校連携事業を含む目標値を設定しています。 今後、学校教育と社会教育・生涯学習が連携し学び合える学校連携事業を展開し、目標値を達成できるよう取り組んでまいります。	市民総活躍推進課
4	第2章 後期基本計画 2-2 青少年・生涯学習	学校三部制を実施するための、理念だけでなく、具体的方針を明らかにしてください。三部制で、相互連携すると記述されていますが、各部分は、時間で区切るのか、場所で行くのか、または時間も場所も混在するのか、基本的運用指針を早急に明らかにしてください。	学校施設の活用については、時間や場所で区切っているのではなく、活動内容によって区切っています。よって、学校教育の時間帯に空き教室を利用して第三部として地域活動を行うこともありますし、またその活動を学校教育と連携して行うこともあります。 学校三部制を実施するための具体的な方針としては、現在のところ「学校三部制に係る教室等の活用に関する規則（令和6年9月25日教育委員会規則第7号）」で定めるとおり、学校行事に支障をきたさない日の午前9時から午後9時までの間、小学校の特別教室や図書室等で、使用できることとしています。 ここ数年で、学校施設は学校教育や学童保育のみならず、地域の方が活動する場所として使用されつつあります。学校を、学校教育に加えてこれと連携した社会体育、生涯教育及び社会教育の活動の拠点とするよう、学校施設の活用方法を制度化した学校三部制という考え方を導入することで、より学校施設を有効に活用することができるようになります。学校に信頼できる地域の大人の存在を増やすことにより安全性を高めるとともに地域の絆づくりの場になるよう、学校三部制を推進してまいります。	まなび推進課 市民総活躍推進課
5	第2章 後期基本計画 3-1 観光・国際交流	龍王山山頂にライブカメラを設置して天理市内、大和三山、明石大橋などをYouTubeで配信し観光PRに役立てること。災害時にも天理市内の状況把握が出来ます。古墳は知識がなければ雑木林です。観光VRを活用して散策の付加価値を高めることが必要です。	本市観光情報については、本市公式インスタグラム「めぐみ めぐる てんり」やインバウンドに向けた観光戦略である「Time Travel City」などSNSを活用した発信を行っているところです。近年のトレッキングや登山ブームに乗じ、龍王山からの素晴らしい眺望の写真や動画をSNSにより積極的に配信することで観光客の誘客を図っていきます。ライブカメラの設置については利用者のニーズも踏まえ、今後の課題として検討してまいります。	産業振興課
6	第2章 後期基本計画 3-2 文化・スポーツ	スポーツ基本法の総則は、「スポーツは、（略）スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することの機会が確保されなければならない。」と述べています。 文化芸術基本法第2条（基本理念）は、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」述べています。 上記の基本法は、国民が文化芸術・スポーツ活動に自ら参加することを重視しています。こういった観点からみれば、総合計画（後期計画）は、市民が自らスポーツを行い、文化芸術に参加・創造するための視点及び具体的施策が極めて乏しいといえます。まほろば健康パークは、多くの子どもと一緒に若い保護者が利用しています。また多くの高齢者も利用しています。住民は、機会があれば文化芸術・スポーツを行いたいと考えています。多くの市民が文化芸術・スポーツ活動を自ら行うためには、「いつでも、どこでも、安価」に行うことができる条件整備が必要です。そのため市民が文化芸術・スポーツに自ら参加し実践するための施策の推進を図る項目を設けて下さい。	スポーツ、文化・芸術に住民自身が主体的に関わり、楽しむことが重要であることから、住民自ら取り組めるよう、市としては触れ合う機会（土台）をSNSも活用しながら、スポーツツーリズムやパブリックビューイング、市民体育大会、奈良マラソン等により、「見る、する、支える」等様々な形で提供していきたいと考えています。 上記の旨については、「3-2.文化・スポーツ」の施策及び取組みに記載しており、イベント数及び参加人数を指標としています。 老若男女の幅広い層がスポーツに触れる、自らが体験してみる機会の創出は重要だと認識しています。これまでも随時、少年少女を対象としてスポーツ少年団（6競技14チーム）400名の登録）募集や活動の紹介、高齢者でも気軽に参加できるモック等の軽スポーツの体験会の開催、また、天理市歌と健康づくり普及促進のため考案されたご当地体操「いちよう体操」では小学生の指導委員が誕生する等、各校区にまで裾野に広がりを見せています。今後もスポーツのまち天理の特色を十分に活かした活動を推進してまいります。 文化・芸術においても、「3-2.文化・スポーツ」の施策及び取組みに記載しているとおり、パフォーミングフェスティバルやワールドフェスティバルの開催や、You&Iローコンサートや天理第九合唱団など市民主体の音楽活動への支援を行い、市民が出演や参加をすることで活躍し、気軽に音楽に触れられる機会を創出しています。 また、天理本通り商店街にあるArt-spaceTARNでは、年間20組ほどのアーティストが展覧し、年間をとおして様々な芸術に触れることができます。今後は、各種イベントのPRを積極的に行い、多くの市民の方に文化・芸術に触れていただけるよう取組みを推進してまいります。	文化スポーツ振興課
7	その他の意見	住民が行政の真のパートナーとして活躍するためには、基礎的条件として情報の共有が不可欠です。そのための制度的保障として、自治基本条例、住民投票条例の制定は、今日自治体にとって標準化しつつあります。明記してください。	市民の方々の市政運営への積極的な参画は、大変重要であると考えています。市民主体のまちづくりを進めていくため、様々な機会を通じて必要な情報の共有や市民の皆様のご意見をいただくよう努めています。 また、地方公共団体の条例等による住民投票は、通常住民の意思の把握のために行われますが、本市では市政アンケートやパブリックコメントの実施に加え、SNS等を通じてご意見も日常的に頂戴しているほか、まちづくりの方向性を議論する審議会等には市民の皆様にも参画いただきご意見を聴取し、市政に反映しています。 今後も、市民の皆様との協働によるまちづくりを推進していきます。	総合政策課
8	その他の意見	総合計画の進捗状況の検証は、創生会議でKPIの検証を中心にするといわれています。検証状況を毎回、天理市ホームページで公開してください。	天理市まち・ひと・しごと創生会議の所掌事項では、天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果・検証に関するものと規定しています。 総合計画の施策の中で、人口減少対策や地方創生に資する重要な施策を「創生重点施策」と位置付けているものが天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略です。これに係る成果・検証については創生会議で毎年9月頃の実施し、天理市ホームページにおいても公開しています。	総合政策課